船員法等関係法令違反船舶所有者(令和元年度第3/四半期(令和元年10月~令和元年12月分))

公表年月日	船名	船 程 又は 業 種	船舶所有者名 (法人にあっては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備 考 (所管 局)
令和2年2月10日	第十八鴻丸	まぐろ 延縄漁 船	三浦 正治	宮城県 気仙沼市	令和元年10月28日	・発航前の検査や航海当直基準に 従った適切な航海当直の実施に関 する違反	戒告処分 (船員法第8条、 同第14条の4等)	東北運輸局
令和2年2月10日	大千丸	曳船	有限会社大野海運 (法人番号:5470002 014707) 代表取締役 大野 哲敬	香川県坂出市	令和元年10月11日		戒告処分 (船員法第14条の 4、同第67条等)	四国運輸局

※公表理由:船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先(管轄局)

東北運輸局海上安全環境部 運航労務監理官 電話022-791-7511

四国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官 電話087-802-6830